国民年金加入と年金事務相談所開設

■問合せ
室蘭年金事務所（お客様相談室）
☎0143－50－1004
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74－3002

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

第1号被保険者　自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自分で住所地の市町村役場で行ないます。

第2号被保険者　会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行ないます。

第3号被保険者　第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

年金事務相談所開設

老後の生活を支える柱として欠かせないのが年金です。

当日は、室蘭年金事務所の方が相談員として対応します。年金手帳などをご持参ください。

■日　時　8月8日（木）10時30分～15時30分
■場　所　洞爺湖町役場　3　2号会議室

パスポート（旅券）の申請と受取は役場窓口で行います

■問合せ
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74－3002

平成25年8月1日からパスポートの申請・受取は、胆振総合振興局からの権限移譲を受け、役場住民課で行うことになります。8月1日からは胆振総合振興局での手続きはできなくなりますのでご注意ください。

【対象となる方】

日本国籍を有し洞爺湖町に住民登録のある方

【申請・受取の窓口、日時】

■取扱窓口　住民課住民・戸籍年金グループ（⑤番窓口）
※洞爺総合支所、洞爺湖温泉支所では取扱いできません。
■取扱時間
申請受付　9時～16時30分
旅券受取　9時～17時（土日、祝祭日、年末年始を除く）
※申請から受取まで2週間程度かかります。

【申請に必要な書類】

■申請書（役場住民課及び各支所に用意）
※10年用と5年用があります（20歳未満の方は5年用のみ）
■印鑑（朱肉を使用するもの）
■戸籍謄（抄）本（発行日から6カ月以内のもの）
■写真（縦4・5チセン×横3・5チセンのパスポート用。6カ月以内に撮影したもの。カラー・白黒とも可）
■本人確認書類（運転免許証、住基カードなど）
■前回取得したパスポート（期限切れでもお持ちください）
※その他追加書類が必要になる場合もあります。

医療費助成制度のお知らせ

■問合せ
住民課国保医療グループ
☎74-3002

次の項目に該当する方で、手続きがお済みでない方は問合わせください。

●1割の自己負担をした方は、月額上限額を超えた分が払い戻されます。ただし、同じ世帯の中に同一助成対象者がいる場合は、同一月内で合算し、上限額を超えた分が払い戻されます（いずれも申請が必要です）。

●所得制限表の中で、4人以上の扶養人数がある場合は問合わせください。

	助成対象	所得制限（主として本人の生計を維持する方に適用）		自己負担
重度心身障害者	●身体障害者手帳1，2級及び3級の内部障害の方 ●重度の知的障害者の方（IQ35以下など） ●療育手帳のA判定の方 ●精神障害者保険福祉手帳1級の方 ※65歳～74歳の方は、後期高齢者医療の障害認定を受けていることも要件になります。 ※対象医療～入院。通院・訪問看護（精神障害者は入院除く）	扶養人数（人）	所得額（千円）	◆町民税課税世帯の方は、1割負担入院44,400円（月額上限）通院12,000円（月額上限） ◆3歳未満児及び町民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ負担 医科580円 歯科510円 柔道整復（乳児は除く）270円
		0	6,287	
		1	6,536	
		2	6,749	
		3	6,962	
		後期高齢者医療被保険者証に1割負担と表示されている人で、重度医療（障老）を受けている方が町民税課税世帯の場合は、重度医療での助成は適用されません。		
ひとり親家庭等	●ひとり親家庭等の18歳までの児童と、その児童を扶養・監護している母または父 ●ひとり親家庭等の20歳までの児童と、その児童を扶養している母または父 ※対象医療～入院・通院・訪問看護（親は通院除く）	扶養人数（人）	所得額（千円）	
		0	2,360	
		1	2,740	
		2	3,120	
		3	3,500	
乳幼児等	●0歳～12歳までのお子さん（満12歳に達する日以降の3月31日まで） ※対象医療～入院・通院・訪問看護（小学生は通院除く）	扶養人数（人）	所得額（千円）	
		0	6,220	
		1	6,600	
		2	6,980	
		3	7,360	

医療費受給者証をお持ちの方へ

■問合せ
住民課国保医療グループ
☎74-3002

現在使用されている、重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、乳幼児等医療費受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証の有効期限は、平成25年7月末日となっています。

新しい受給者証は、有効期限満了前までに郵送にて交付いた